

## 高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県障害福祉サービス等確保事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、中山間地域に居住する障害児者や、重度障害や強度行動障害を有する障害児者が、住み慣れた地域でそれぞれの障害特性に応じた必要なサービスを利用し、安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の確保を目的として行われる次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う事業所又は当該事業所に対して助成を行う市町村及び広域連合（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 中山間地域小規模拠点事業所支援事業

多種多様かつ小ロットのニーズがあるが利用者が限られているため障害福祉サービス事業所が少ない中山間地域において、新たに障害福祉サービス又は障害児通所支援を提供する事業

(2) 中山間地域障害福祉サービス確保対策事業

中山間地域で生活する障害児者が、必要な障害福祉サービスを利用し、安心して暮らすことができるよう、事業所から遠距離に居住する障害児者に対して障害福祉サービス等を提供する事業

(3) 重度障害児者短期入所利用促進事業

指定短期入所事業所である医療機関（医療型障害児入所施設及び療養介護事業所であるものを除く。）が、医療的ケアが必要な重度障害児者に対して短期入所サービスを提供する事業

(4) 重度障害児者ヘルパー利用支援事業

常時見守りが必要な重度障害児者が医療機関に入院等した際に家族に代わって見守り等を行う、又は、保護者が常時見守りが必要な重度障害児者を通所事業所へ送迎する際にヘルパー等が付き添いを行うサービスの利用支援する事業

(5) 強度行動障害者短期入所支援事業

在宅で生活する強度行動障害児者に対して短期入所サービスを提供する事業

(6)障害児長期休暇支援事業

学校等の長期休暇期間中に地域において障害児の援助を行うことにより、障害児及びその保護者の地域生活を支援する事業

(7)障害児・者地域支え合い支援事業

障害児者が公的な介護サービスを利用することができない場合であって、家庭において介護を受けることができず一時的に介護を必要とするときに、当該障害児者があらかじめこの事業の実施について登録した者に介護を委託することにより、障害児者及びその保護者の地域生活を支援する事業

(8)医療的ケア児等支援事業

ア 医療的ケア児が保育所等へ通園することができるよう、訪問看護師等が保育所等に訪問する事業

イ 医療的ケア児・者が医療機関へ定期受診をする際、たんの吸引等の医療的ケアを行うために訪問看護師等が付き添う事業

(9)強度行動障害者サービス利用促進事業

在宅の強度行動障害者が適切な支援を受けられるよう、通所支援を行う生活介護事業所の強度行動障害者の受入体制を整備する事業

(10)保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業

令和6年7月23日こ成総第82号及びこ支総第82号こども家庭庁成育局長・支援局長連名通知の別紙「保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業実施要綱」に掲げる事業

(補助対象経費、補助基準額及び補助率)

第3条 補助事業の実施主体及び補助先は、前条第1号から第9号までの規定に係るものについては市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とし、同条第10号に掲げる事業については事業所とする。ただし、同条第6号及び第7号に掲げる事業については中核市を、同条第10号に掲げる事業については中核市に所在する事業所を除く。

2 補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

3 補助金の交付額は、別表第1に掲げる補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書を提出して知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更（補助金額の20パーセント以内の減額及び補助事業間の20パーセントを超えない範囲の配分の変更（未実施の補助事業への配分の変更を除く。）をいう。）をしようとする場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助金中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、県が行う契約の手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

ばならないこと。

- (11) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して、第1号、第8号及び前号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならないこと。

ア 事業終了後において、消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、その金額を速やかに市町村長に報告するとともに、当該金額を市町村長に返還しなければならないこと。

イ 県税の滞納がないこと。

- (13) 補助事業者が県税の納税義務者である場合、県税を滞納していないこと。また、事業終了後において、消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならないこと。

- (14) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- (15) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項。

#### （補助金の交付の決定の通知）

第6条 知事は、第4条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の通知をする場合において、適正な交付を行うために必要があると知事が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(遂行状況の報告)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第12号又は第13号の規定より、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を返還させ、又は返還するときは、その金額を別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。知事は、当該報告を受けて、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定する。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき又は補助事業の実施が不適當であると認められるとき。
- (2) 補助事業の契約の相手方又は間接補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、同年3月30日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和7年5月31日限り、効力を失う。ただし、第5条第5号から第8号まで、第7条、第8条第2項及び第3項、第11条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。なお、第2条第10号については令和2年1月16日から適用し、第2条第11号については令和2年3月10日から適用、第2条第12号については令和2年3月2日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和２年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年１月29日から施行する。ただし、第２条第10号から第14号までの遡及は、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年３月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和３年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年12月28日から施行する。ただし、第２条第10号については令和３年４月１日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は同年３月23日から施行する。
- 2 第４条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和４年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年７月21日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年３月22日から施行する。なお、第２条第１号から第10号までの規定については令和４年４月１日から適用し、同条第11号については令和４年９月５日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月22日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。ただし、第2条第11号については令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月21日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年9月18日から施行し、同年4月1日から適用する。